処　分　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名：	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：	第１１条の３第２項
処 分 の 概 要：	年少射撃資格の認定の取消し
原権者（委任先）：	神奈川県公安委員会
法 令 の 定 め：	銃砲刀剣類所持等取締法第９条の１３（年少射撃資格の認定）、第１１条の３第２項
処　分　基　準：	年少射撃資格者による当該違反に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、認定を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先：	神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課営業第二係 ℡ ０４５－２１１－１２１２ 内線３０２４，３０３４
備　　考：	